（手数料の額等）

第十二条　法第三十八条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法　用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二　前条第三号に掲げる交付の方法　同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2　手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二　審査庁の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第一項の規定による交付を求める場合において、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合

（手数料の減免）

第十三条　審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第十四条　法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

2　国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（事件記録）

第十五条　法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　審査請求録取書

二　法第二十九条第四項各号に掲げる書面

三　反論書

四　意見書

五　口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録

六　法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

七　法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

2　前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。

一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十六条第一項

二　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。）

三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十五条第一項

四　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第四十八条第一項

五　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百五十六条第一項

六　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百二十六条（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十条第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第三十五条において準用する場合を含む。）

七　採石法第三十四条の五第一項

八　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項

九　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十五条第三項

十　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二十条第一項

十一　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十九条の二第一項

十二　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十三条第一項

十三　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十条第一項（同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。）

十四　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第八十三条第一項

十五　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十条第一項

十六　臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）第六条第一項

十七　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十三条第二項

十八　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十条第一項

十九　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第三十一条第一項

二十　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二十七条第一項

二十一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十六条第一項

二十二　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）第二十条第一項

二十三　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十九条第一項

二十四　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十四条第一項

二十五　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十一条第一項

二十六　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十条第一項